

平成 22 年 12 月 8 日

雇用促進税制等 P T 最終取りまとめ

(平成 22 年 12 月 7 日 取りまとめ)

雇用促進税制（厚生労働省要望） について

1. 適用要件

【要件1：雇用増加要件】

- 当該企業の当該事業年度末時点の雇用保険の一般被保険者数が、前事業年度末時点より10%以上（定率基準）及び○人以上（定数基準）増加していること。
- 上記の「○人以上」の具体的な基準値は、少なくとも「複数」の値とし、規模の小さい中小企業者等の雇用増努力に配慮する観点から、大企業と中小企業等の基準値に差異を設けることとする。

- この政策税制は、「一定以上の雇用増を生み出した成長企業」の支援策であるとの観点から基準を設定する。
- 厚生労働省の特別集計結果の雇用増事業所における平均的な増加率は10.6%であったことを踏まえ、「10%以上の雇用増」の定率基準を設定する。また、「成長企業」を選定するとともに、全ての企業に一層の雇用増努力を促すインセンティブとしての効果を期待する等の観点から、定数基準（「複数」の値）も併用することとし、規模の小さい中小企業者等の雇用増努力に配慮する観点から、大企業と中小企業者等の基準値に差異を設けることとする。
- 具体的な定数基準の基準値は、所要財源の規模にも関連することから、法人税率引下げの議論と並行して検討を行う。

【要件2：事業主都合による離職のないこと】

- 前事業年度及び当該事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと。

- 前年度末に事業主都合で解雇し、雇用者数を減らすような不適切な操作を防止するためにも、前事業年度にも同様の要件を付す必要がある。

【要件3：支払給与額増加要件】

○ 当該企業の当該事業年度における「支払給与額」が、前事業年度における支払給与額よりも、以下の算式で算定された額以上に増加すること

$$\text{給与増加額} \geq \text{前事業年度の給与額} \times \text{雇用者増加率} \times 30\% \quad (60\% \times 50\%)$$

- 雇用促進税制が、正規から非正規に切り替えて、労働条件を低下させた上で、雇用者数だけを増やしたり、事業年度末に駆け込みで非正規労働者を雇用する誘因になりかねないことを抑止し、「雇用の質」を維持した雇用増を図る観点から、支払給与額増加要件を設定する。具体的な数値基準の理由は以下のとおり。

〔算式〕 $\text{給与増加額} \geq \text{前事業年度の給与額} \times \text{雇用者増加率} \times 30\% \quad (60\% \times 50\%)$

※60%×50%の意味

- ① 新規採用者が増えれば、平均的な新規採用者の給与額分だけ給与が増加することが期待される。
⇒ $\text{新規採用者の給与額} \div \text{在職者平均給与額} = 280 \text{万円} / 470 \text{万円} = 60\%$
- ② 新規採用者は、事業年度初にすぐ採用されるとは限らず、年度末にも採用されるので、新規採用者の初年度の平均的な在籍分だけ増加割合を減少させる
⇒ $\text{新規採用者の採用時期のバラつきを考慮した率} = 50\%$ (←平均して1年の半分程度は新規採用者が在籍すると想定)

○ 当該要件の計算の基礎となる「支払給与額」については、使用人に対する給与であって、法人の役員と特殊の関係のある使用人（役員の親族等）に対して支給する給与及び退職給与の額を除く額とする。

○ また、使用人に対する給与に充てるため、他の者から支払いを受ける金額がある場合には、支払給与額から当該金額を控除して計算することとする。

- 算定の基礎となる給与の支払額については、雇用者数の増加に対応するものである必要があり、役員給与、親族使用人給与等や退職給与の額を除外した額として計算する。
- 「使用人に対する給与に充てるため、他の者から支払いを受ける金額がある場合」として想定できる主なケースは、①子会社や親会社、親密会社などに所属している職員を一時的に出向で受け入れ、当該職員の人件費に充てるために、出向元企業から

支払いを受ける金額、②国・地方等から支出される補助金・給付金などで人件費に充当される金額など。いずれも、自己の利益や資本から拠出された資金ではないものであり、成長企業の基準となる支払給与額の対象から除外することとする。

2. 対象除外業種等の要件

【要件4：対象から除外する業種】

○ 他の租税特別措置の例にならない、風俗営業等は対象から除外する。

- 企業が、風俗営業等を営む場合は、税制上の雇用増加インセンティブを付与することは不相当と考えられることから、他の租税特別措置の例にならない、雇用促進税制の適用対象から、風俗営業等は除外する。

(参考) 他の租税特別措置の業種除外の事例

【事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却・税額控除】租特法第42条の7第1項

- ・ 3号「飲食店業」から「風俗営業に該当する飲食店業」を除外
- ・ 4号「一定のサービス業」から（風営法に規定する）「風俗営業又は性風俗関連特殊営業」を除外

3. 要件の確認のための具体的な手続など

【雇用促進計画（仮称）に関する雇用対策法上の措置】

- 雇用促進計画は、地域における労働力の需給状況等に関する情報収集の一環として位置付ける。
- 企業は、事業年度開始後2ヶ月以内に、目標の雇用増加数等を記載した雇用促進計画（仮称）を作成し、ハローワークに届け出る。
- 企業は、当該事業年度終了後2ヶ月以内に、ハローワークにより、雇用促進計画について確認を受ける。

【要件確認に係る租税特別措置法上の手続】

- 企業が、ハローワークによって確認を受け、交付される雇用促進計画等の書類（租税特別措置法に規定する要件（上記の要件1及び2）を満たしていることについてのハローワークの確認書面等）を、税務署に提出する当該事業年度の法人税確定申告書に添付することにより、上記要件1及び2を満たしていることの証明がされたこととする。税務署は、この添付された確認書面等によって、上記の要件1及び2を満たしていることを確認する。

4. 税制上の優遇措置の内容

【税額控除】

- 当該企業の当該事業年度における雇用保険の一般被保険者の純増人数に対して、一人当たり〇万円を乗じた金額（P）について、税額控除ができる（当期の法人税額の10%（中小企業にあっては20%）を限度とする。）。
- 雇用者数の増加を第一目標とするため、雇用者数に直接関係する指標に比例的に優遇措置が付与される仕組みとする。また、簡易な計算により減税額が算出できることから、雇用主に対するインセンティブとして分かり易い仕組みとなる。
- 具体的な税額控除額は、所要財源の規模にも関連することから、法人税率引下げの議論と並行して検討を行う。
- 地方税については、地域の雇用促進に資する観点から法人税の税額控除を中小企業に対して適用。

5. 適用期限

【適用期限】

- 本税制は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用する。

次世代育成支援対策推進法の認定企業に係る割増償却制度（厚生労働省要望） について

○ 措置の概要

○ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、新たに次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づく認定を受けた企業について、当該認定を受けることとなった一般事業主行動計画の期間中に取得等をした建物（増改築を含む）について 32%の割増償却を認める。

- 次世代法は、企業が指針に沿って「一般事業主行動計画（計画期間：2 年以上 5 年以下）」を定め、その内容を実施し、目標を達成した場合に、厚生労働大臣の認定を受けることができるとされている。
- 本措置は、次世代法による認定企業数の増加を政策的な目的とする。認定企業 979 社（平成 22 年 9 月末）を、平成 26 年度末までに 2000 社まで増やすという政策目標（「子ども子育てビジョン」）に沿った新規認定取得促進税制と位置付ける。結果として、従業員の育児環境整備に積極的な企業を支援することにつながり、子育て支援、女性のM字カーブ解消、男性の子育てへの積極的な参画などの効果が期待される。
- 資産については、一般事業主行動計画の期間中に取得した事業用建物（増改築を含む）とする。また、貸付けの用に供するものを除く。
- 本税制の創設の結果、事業所内託児所についても対象になりうることとなるため、現行の「事業所内託児施設等の割増償却等」の措置については、経済産業省（主管省庁）、内閣府の要望どおり廃止する。
- 地方税については法人住民税及び法人事業税に反映。

障害者を雇用する場合の機械等の割増償却の延長・拡充（厚生労働省要望） について

○ 措置の概要

○ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却に係る措置の適用期限を3年間延長するとともに、20人以上の障害者を雇用し、かつそのうち重度身体障害者等の割合が50%以上である場合について、制度の適用対象に加える。

● 制度改正趣旨

障害者雇用の推進の観点、特に、雇用率に遅れの見られる重度障害者（重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者）の雇用促進を重点的に推進する観点から、本措置の延長・拡充を行う。

● 現行制度の概要と改正事項（要件の追加）

〔要件〕以下のいずれかの要件を満たすこと

- ① 従業員に占める障害者雇用割合が50%以上（※1）
- ② 雇用障害者数が20人以上（※1）であり、かつ、従業員に占める障害者雇用割合が25%以上（※1）

※1：短時間以外の重度障害者は1人を2人と、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人とカウント

〔追加要件〕

- ③ 雇用障害者数が20人以上（※2）であり、かつ、雇用障害者に占める重度障害者の占める割合が50%以上（※2）
（法定雇用率（1.8%）を達成しているものに限る。） ※2：ダブルカウントなしで計算した場合

● 地方税については法人住民税及び法人事業税に反映。

企業の環境関連の設備投資・技術開発等を推進するための税制（経済産業省要望：グリーン投資減税） について

○ 措置の概要

○ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、エネルギー起源 CO2 排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等を取得し、1 年以内に事業の用に供した場合、初年度において○%の特別償却を認める（（中小企業については、税額控除（○%）との選択））。

- 省エネから CO2 排出削減へ
 - エネルギーの環境への適合（低炭素成長社会の実現）及びエネルギーの安定供給確保の実現のため、エネルギー起源 CO2 排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備投資の加速化を図る。
 - 現行の省エネの推進を主たる目的としたエネルギー需給構造改革推進投資促進税制は廃止する。
- 産業、業務、運輸の部門ごとの CO2 削減目標を踏まえ、CO2 削減効果が大きいと考えられる設備等を対象とする。
 - 産業部門：ハイブリッド建機、低炭素型工業炉など
 - 業務部門：LED照明、エネルギー使用制御設備など
 - 運輸部門：電気自動車、プラグインハイブリッド自動車など
- 再生可能エネルギーは、導入拡大の余地の大きい分野の設備を中心に対象を設定する。
 - 太陽光発電設備、バイオマス利用設備など
- 特別償却率等については、法人課税の議論と並行して今後、検討・決定することとする。
- 地方税については法人住民税及び法人事業税に適用。